

R6 受付日: 受付番号:

令和6年度 就学援助費受給申請書 (世帯票)

(太ワクの中を全て記入してください)

大和市教育委員会 あて 就学援助費について、次のとおり申請します。

また、給食費等に未納がある場合、就学援助費(医療費・めがね購入費は除く)の請求、受領、戻入に関する権限を学校長に委任するとともに、受給判定にあたり大和市教育委員会が世帯全員の住民記録及び所得情報を参照することに同意します。

年 月 日 ●申請者 保護者氏名: 住 所: 電話 番号:

※振込依頼口座名義人と同一の保護者としてください。

●対象児童・生徒 ※記入にあたっては、4月以降(新学期)の状況を記載してください。

Table with 3 columns: 児童・生徒の氏名, 生年月日, 学校名・学年. Rows for 1, 2, 3 children.

●世帯の状況 ※上記の児童・生徒以外の家族の状況について記載してください。

Table with 6 columns: 氏名, 年齢, 続柄, 職業・学校・園名等, 同居・別居, 生計. Row for 申請者.

※児童・生徒を養育している人からみて生活費を一緒にまかなっている人は、生計が「同一」となります。 ※支給後に大和市外へ転出した場合や大和市以外の市町村立中学校、私立中学校等に入学者は、支給された入学準備金を返還していただきます。

●申請理由(裏面の【添付書類一覧】を確認してください) ※該当するいずれかに「レ」をつけてください。

Form with checkboxes for application reasons: 生計同一の総所得金額の合計額が限度額以下, 生活保護法による保護の停止・廃止, 市県民税の非課税または減免, 資産税の減免(災害による減免), 国民年金保険料の免除, 国民健康保険税の減免または徴収猶予, 児童扶養手当の支給, 生活福祉資金の貸付, 職業安定所登録日雇い労働者, その他.

※「生計同一の総所得金額の合計額が限度額以下」以外の理由による場合は、必ず裏面に書類を添付してください。 ※添付書類が無い場合は、「生計同一の総所得金額の合計額が限度額以下」により審査を行います。 ※令和6年1月1日に大和市に住居のない方は、令和6年度(令和5年分)の所得証明書原本の提出が必要です。

●振込依頼口座 ※申請者の口座としてください。(預金通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。)

Table for bank information: 金融機関名, 銀行 金庫 組合 農協, 支店名, 支店 出張所 支所, 口座名義人フリガナ, 店番, 口座名義人, 口座番号, 金融機関コード, 市記入欄.

令和6年度 就学援助制度のおしらせ

大和市では、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、必要な援助を行うため、小・中学校学用品等就学援助事業を実施しております。

この援助を希望する方は申請用紙に必要な事項を記入し、必要書類を添付して在学する学校または大和市教育委員会学校教育課へ提出してください。

なお、就学援助申請の有効期限は、年度内であるため、毎年の申請が必要です。

【援助を受けることができる方】

大和市立の小学校及び中学校、神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で、次の①～②のいずれかの要件を世帯が満たしている方です。

なお、生活保護をうけている世帯は、申請の必要はありません。

① 生計を一にする世帯全員の令和5年中の総所得金額の合計額が次の表の限度額を下回る場合(目安)

Table showing total income limits for 2, 3, 4, 5, and 6 family members. Values range from 265万円 to 458万円.

※令和5年分給与所得の源泉徴収票に記載された「給与所得控除後の金額」欄または令和5年分確定申告書の「所得金額の合計額」欄を参考にしてください。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

② ①以外で、a～hに該当する方

- a. 生活保護が停止または廃止された方
b. 市県民税が非課税または減免となる方
c. 資産税の減免(災害による減免に限ります)を受けた方
d. 国民年金保険料が免除となる方
e. 国民健康保険税が減免・徴収猶予となる方
f. 児童扶養手当を受給(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)している方
g. 生活福祉資金の貸し付けを受けている方
h. 職業安定所登録の日雇い労働者(雇用保険(受給者証)とは異なります)である方

【援助の内容】

認定されると次のうち該当する援助費目の実費または一部が支給されます(金額は令和5年度実績)。

Table of aid items: 給食費, 学用品費等, 新入学生用品費, 入学準備金, 修学旅行費, 通学費, 学校病での医療費, めがね購入費. Includes details on payment methods and amounts.

【支給方法など】

- ・支給は、年3回(予定)の口座振込となります(特別な場合を除く)。
- ・めがね購入費(検眼料含む)は、事前に教育委員会で交付申請の手続きが必要であり、手続きがされていないと支給できません(眼科医及びめがね店は指定されています)。
- ・学校病での医療費の助成には、受診前に別に申請が必要です(担当:保健給食課046-260-5206)。

<学校病>う歯(虫歯)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・膿痂疹(とびひ)・白癬・疥癬

※給食費等に未納が**あり**学校長からの**申し出**があった場合は、**援助費**を学校に**支給**する場合があります。

※**入学準備金**は、令和7年4月に大和市立中学校または神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に**入学**予定の児童が対象となります(他市の中学校や私立中学校等に入学した場合は返金していただきます)。

【申請するときの注意点】

<p>申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月以降に、この制度での援助が必要と思われる方は提出してください。(継続して支給を希望する場合も、毎年申請が必要です) ・振込依頼口座は申請書保護者名義の口座に限りです。また同一世帯同一口座としてください。 ・振込依頼口座の預金通帳等の写しを添付してください。 ・学校名や学年などは、令和6年4月以降のものを記入してください。 ・1枚につき3名まで記入できます(兄弟姉妹で小学校、中学校に分ける必要はありません)が、それを超える場合には新しい用紙に記入してください。
<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書(世帯票)裏面、【添付書類一覧】を確認してください。
<p>提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍する学校または市教育委員会学校教育課に提出してください。 ※市教育委員会学校教育課には、郵送または、直接提出してください。 ・4月30日(火)までに受付けた申請(消印有効)は、4月分からの支給対象となります。 ・5月1日(水)以降に受付けた申請は、翌月分からの支給対象となります。 ・最終メ切りは令和7年2月末日です。
<p>認定の結果</p>	<p>申請書を提出した結果は6月下旬以降随時郵送で通知します。</p>
<p>提出先と問い合わせ先</p>	<p>〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1(大和市役所2階) 大和市教育委員会 学校教育課 電話:046-260-5208(直通) ※医療費、めがね購入費に関しては、保健給食課へ 電話:046-260-5206(直通)</p>

※普通郵便で郵送された場合は、郵送事故等の責任を負うことはできませんので、到達確認が必要な方は申請書のコピーと返信用封筒(宛先、切手を貼ったもの)を同封してください。収受印を押印のうえ返送します。

【受付期間】

令和6年3月15日(金)～令和7年2月28日(金)

【委員会受付欄(受付控)】

保護者氏名	対象児童・生徒数	受付印

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
大和市教育委員会 学校教育課 行

切り取って封筒の宛名にご利用ください。
※封筒には切手を貼ってください。

しょうめいしょるいとうてんぶらん
証明書類等添付欄 (コピーはこちらに添付してください)

【添付書類一覧】

申請理由	添付していただく書類
<p>生計同一の総所得金額の合計額が限度額以下</p>	<p>令和6年1月1日現在の住民登録が大和市にない方は、令和6年度 所得証明書(原本)</p>
<p>生活保護の停止または廃止</p>	<p>保護の停止または廃止の証明のコピー</p>
<p>市県民税の非課税または減免</p>	<p>令和6年1月1日現在の住民登録が大和市にない方は、令和6年度 市県民税非課税証明書(原本)</p>
<p>資産税の減免(災害による減免に限りです)</p>	<p>減免決定通知書のコピー</p>
<p>国民年金保険料の免除</p>	<p>保険料免除理由該当通知書または申請承認通知書のコピー</p>
<p>国民健康保険税の減免・徴収猶予</p>	<p>減免決定通知または徴収猶予決定通知のコピー</p>
<p>大和市児童扶養手当の受給(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)</p>	<p>大和市の児童扶養手当証書のコピー</p>
<p>生活福祉資金の貸付</p>	<p>貸付決定通知書のコピー</p>
<p>職業安定所登録日雇い労働者(雇用保険(受給者証)とは異なります)</p>	<p>日雇い手帳(表紙のコピー)</p>

【全申請者】

<p>振込依頼口座情報</p>	<p>預金通帳、キャッシュカードのコピー</p>
-----------------	--------------------------

【お願い】

例年、振込ができないケースが多数見受けられます。原因としては、ご記入いただいた金融機関の店番号や口座番号相違が主なものですが、中には口座名義人の氏名表記が誤っているものもあります。再振込手続きには、手数料が発生しますので、表面の振込依頼口座欄には、預金通帳のとおり正しくご記入ください。また、審査が円滑にできるよう預金通帳、キャッシュカード等、口座情報のわかるもののコピーを添付してください。

《受付印》(受付日を押印してください)

学校	教育委員会
	<p><input type="checkbox"/> 郵送受</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口受</p>

2024版



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」